

# 議会運営委員会日程

令和7年3月5日（水）

午前10時 議会運営委員会室

## 日程第1 追加議案について

- (1) 議案第87号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- (2) 議案第88号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第89号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第90号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

## 日程第2 3月11日（火）の本会議の運営について

【別紙「3月11日（火）の本会議の議事要領」による】

## 日程第3 大都市税財政制度調査特別委員会の名称及び付議事件の変更について

## 日程第4 オンラインによる方法を活用した委員会等の開催要件の拡大等について

## 日程第5 その他

# 令和7年第1回川崎市議会定例会会期日程(3月5日変更)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
2/13	木	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、市長「令和7年度施政方針」、局長提案説明、分割議案に対する議事(代表質疑、委員会付託)、散会
14	金		委員会	(分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
15	土			
16	日			
17	月		議会運営委員会	18日の本会議の運営について
18	火	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
19	水			(代表質問発言通告締切日 午後1時)
20	木			
21	金			
22	土			
23	日	天皇誕生日		
24	月	振替休日		
25	火		議会運営委員会 委員会	追加議案、28日の本会議の運営について
26	水			
27	木	本会議 (第3日)		再開、代表質問(自民党、みらい)、延会
28	金	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問(公明党、共産党、川崎・維新)、予算審査特別委員会設置、当初予算議案付託、委員会付託(請願・陳情を含む)、追加議案に対する議事、散会 (予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
3/1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水		議会運営委員会 委員会	追加議案、11日の本会議の運営について
6	木		予算審査特別委員会	正副委員長互選、審査
7	金		予算審査特別委員会	審査
8	土			
9	日			
10	月		予算審査特別委員会	審査
11	火	本会議 (第5日)	予算審査特別委員会	追加議案に対する議事(提案説明、代表質疑、委員会付託)、散会 審査
12	水		委員会	
13	木		委員会	
14	金		委員会	
15	土			
16	日			
17	月			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
18	火		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、19日の本会議の運営について
19	水	本会議 (第6日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、常任委員会委員の改選、請願・陳情、その他、閉会

\* 発言の会派順位 自民党、みらい、公明党、共産党、川崎・維新

令和7年第1回川崎市議会定例会  
議事日程第5号

令和7年3月11日(火)  
午前10時開議

第 1

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第87号 | 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について  |
| 議案第88号 | 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 議案第89号 | 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第90号 | 令和6年度川崎市一般会計補正予算                     |

令和7年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その4）

令和7年3月11日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第90号 令和6年度川崎市一般会計補正予算
文教委員会 (3)	議案第87号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定 について 議案第88号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第89号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制 定について

議場内理事者席(本会議)R07.03.11

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--	--

市 長	加藤 副 市 長	藤倉 副 市 長	三田 村 副 市 長
--------	-------------------	-------------------	------------------------

総務 企 画 局 長	財 政 局 長		経 済 労 働 局 長		
------------------------	------------------	--	----------------------------	--	--

こ ど も 未 来 局 長					
---------------------------------	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

演  
壇

議  
長

## 大都市税財政制度調査特別委員会の名称及び付議事件の変更について（案）

（名称）

大都市制度・税財政調査特別委員会

### 1 設 置

本市議会に、大都市制度・税財政調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 付議事件

委員会は、人口減少時代を見据えた多様な大都市制度に関する事項並びに大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的とした大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

### 3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

### 4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

大都市税財政制度調査特別委員会の名称及び付議事件の変更について（案）  
新旧対照表

変更後	変更前
<p>(名称) <u>大都市制度・税財政</u>調査特別委員会</p>	<p>(名称) <u>大都市税財政制度</u>調査特別委員会</p>
<p>1 設置 本市議会に、<u>大都市制度・税財政</u>調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>1 設置 本市議会に、<u>大都市税財政制度</u>調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>2 付議事件 委員会は、<u>人口減少時代を見据えた多様な大都市制度に関する事項並びに</u>大都市の実態に適応する税財政制度の確立を<u>目的とした</u>大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。</p>	<p>2 付議事件 委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を<u>目的として</u>、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。</p>
<p>3 定数 委員会の委員の定数は、13人とする。</p>	<p>3 定数 委員会の委員の定数は、13人とする。</p>
<p>4 設置期間等 委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。</p>	<p>4 設置期間等 委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。</p>

(案)

大都市制度・税財政調査特別委員会実施要領

- 1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。
- 2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。
- 3 議案、請願及び陳情は、付託しない。
- 4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。
- 5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。
- 6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。
- 7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。
- 8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

大都市税財政制度調査特別委員会実施要領の改正について（案）

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>大都市制度・税財政調査</u>特別委員会実施要領</p> <p>1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。</p> <p>2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。</p> <p>3 議案、請願及び陳情は、付託しない。</p> <p>4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>大都市税財政制度調査</u>特別委員会実施要領</p> <p>1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。</p> <p>2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。</p> <p>3 議案、請願及び陳情は、付託しない。</p> <p>4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。</p>

5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。

6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。

7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。

8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。

6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。

7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。

8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

# オンラインによる方法を活用した委員会等の開催要件の拡大等について

## 1 改正の契機

令和5年2月7日付で総務省から発出された通知において「育児・介護等の事由をはじめ、具体的にどのような場合にオンラインによる方法で出席を可能とするかは、各団体において判断されるものである」ことが示されたこと、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられたこと、令和6年1月にオンライン委員会に係る改正を含む標準市議会委員会条例等の改正が行われたこと等のため、川崎市議会委員会等におけるオンライン会議に関する検討プロジェクトにおいて、開催要件の拡大等について検討することとした。

## 2 改正の検討経過

- ・ 令和6年10月 2日 第14回検討プロジェクトを開催
- ・ 令和7年 2月 3日 第16回検討プロジェクトで開催要件の拡大等について確認
- ・ 同 年 2月20日 第17回検討プロジェクトにおいて、必要な条例等の改正について結論が出たため、報告書を作成
- ・ 同 年 2月27日 報告書を検討プロジェクトから議長宛てに提出
- ・ 同 年 3月 3日 団長会議で確認

## 3 川崎市議会委員会条例及び川崎市議会オンライン会議に関する実施要領の改正内容

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う所要の整備、オンラインによる方法を活用した委員会の開催要件の拡大等

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月 1 日川崎市条例第17号</p> <p>第 1 条～第13条 （略）</p> <p>（委員会開催の特例） 第13条の 2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは</u>、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。</p> <p><u>(1)大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>(2)妊娠、育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>第13条の 2 第 2 項 （略）</p> <p>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第 1 項及び<u>第29条第 1 項</u>の出席委員とする。</p> <p>第13条の 2 第 4 項～第30条 （略）</p>	<p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月 1 日川崎市条例第17号</p> <p>第 1 条～第13条 （略）</p> <p>（委員会開催の特例） 第13条の 2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合</u>は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第13条の 2 第 2 項 （略）</p> <p>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第 1 項及び<u>第29条</u>の出席委員とする。</p> <p>第13条の 2 第 4 項～第30条 （略）</p>

川崎市オンライン会議に関する実施要領新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>○川崎市議会オンライン会議に関する実施要領</p> <p><u>この要領は、川崎市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法を活用した川崎市議会における会議の開催に関し、必要な事項を定めるものである。</u></p> <p>1 実施対象 (略)</p> <p>2 開催に当たっての基本的な事項</p> <p><u>(1) 委員会条例第13条の2第1項第1号に規定する「大規模な災害の発生等」により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合は、次のいずれかの場合とする。</u></p> <p>ア 川崎市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合。</p> <p>イ 次のような災害が生じた場合。</p> <p>(ア) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(イ) 大雨、局地的集中豪雨等により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) 上記のほか、大規模な事故等大きな被害が発生したとき。</p> <p><u>(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、1年に1回程度、大規模な災害の発生等を想定して、オンラインによる方法を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(3) 委員会条例第13条の2第1項第1号に規定する「重大な感染症」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項及び第7項から第9項までに規定する感染症の疾病をいう。</u></p> <p><u>(4) 委員会条例第13条の2第1項第1号に規定する「重大な感染症のまん延」により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合は、次のいずれかの場合とする。</u></p>	<p>○川崎市議会オンライン会議に関する実施要領</p> <p>委員会条例第13条の2に規定するオンラインによる方法を活用した委員会をはじめ、本市議会においてオンラインによる方法を活用して会議を開催するに当たり、以下のとおり定めるものである。</p> <p>1 実施対象 (略)</p> <p>2 開催に当たっての基本的な事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 委員会条例第13条の2に規定する「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止のために必要がある」場合は、次の場合とする。</u></p>

改正後	現 行
<p>ア 川崎市内の区域を含む地域を対象として、<u>国又は県から前号に規定する感染症のまん延防止に向けた措置等</u>が発令されている場合。</p> <p>イ <u>医師の診断等により、前号に規定する感染症に委員又はその同居する家族が、感染若しくは感染の疑い又は発症のおそれがあると認められた場合。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) (4) に定める場合において、オンラインによる方法による委員会への出席を希望するに当たっては、委員は、次の点に十分留意するものとする。</p> <p>ア 委員自身が<u>感染</u>の診断を受けた場合、又は<u>感染</u>の診断はないものの、<u>感染症</u>の症状が見られる場合においては、自身の回復が最優先のため、療養に専念すること。</p> <p>イ 委員の同居者が<u>感染</u>の診断を受けた場合、又は<u>感染</u>の診断はないものの、<u>感染症</u>の症状が見られるなど支援を要する場合においては、委員は、当該同居者の回復及び感染症のまん延防止を図るために必要な生活支援等に専念すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>ア 川崎市内の区域を含む地域を対象として、<u>緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等</u>が発令されている場合。</p> <p>イ <u>上記アの規定にかかわらず、委員又はその同居する家族が、次の項目に該当する場合。</u></p> <p>(ア) P C R 等検査の結果が陽性であり、感染が認められた場合</p> <p>(イ) 保健所又は医療機関から濃厚接触者と特定され、P C R 等検査を受ける場合</p> <p>(ウ) 医師から感染の疑いがあると診断され、P C R 等検査を受ける場合</p> <p>(エ) P C R 等検査の結果が陰性であり、結果が出たときから保健所等の指定する自宅待機期間の末日までの期間にある場合</p> <p>ウ その他新型コロナウイルス感染症以外の感染症であつて、上記アと同等以上の警戒体制を要する場合。</p> <p>(2) (1) に定める場合において、オンラインによる方法による委員会への出席を希望するに当たっては、委員は、次の点に十分留意するものとする。</p> <p>ア 委員自身が<u>陽性</u>の診断を受けた場合、又は<u>陽性</u>の診断はないものの、<u>発熱、咽頭痛、倦怠感等</u>の症状が見られる場合においては、自身の回復が最優先のため、療養に専念すること。</p> <p>イ 委員の同居者が<u>陽性</u>の診断を受けた場合、又は<u>陽性</u>の診断はないものの、<u>発熱、咽頭痛、倦怠感等</u>の症状が見られるなど支援を要する場合においては、委員は、当該同居者の回復及び感染症のまん延防止を図るために必要な生活支援等に専念すること。</p> <p>(3) 委員会条例第 1 3 条の 2 に規定する「大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難である」場合における「大規模な災害」は、次の場合とする。</p> <p>ア 川崎市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合。</p> <p>イ 次のような災害が生じた場合。</p> <p>(ア) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(イ) 大雨、局地的集中豪雨等により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) 上記のほか、大規模な事故等大きな被害が発生したとき。</p>

改正後	現 行
<p><u>(6) 委員会条例第13条の2第1項第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、委員自身の傷病等により移動が困難な事由等で、委員長が認めたものをいう。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(7)</u> オンラインによる方法により出席した委員（以下、「オンライン出席委員」という）の本人確認については、映像及び音声をもって行う。</p> <p><u>(8)</u> WEB会議システム「Webex Meetings」を用いることとし、オンラインによる方法により出席する委員は、自身の端末に同システムのアプリケーションをインストールしておくものとする。</p> <p><u>(9)</u> オンライン会議の開催に当たっては、議会局がオンライン会議の主催者となり、原則、オンライン出席委員の指定するメールアドレス宛てに招待メールを送信し、オンライン出席委員が、受信した招待メールの文中の「会議に参加する」アイコンをクリック又はタップして会議に参加する手段により通信する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 オンライン出席委員の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>育児、介護等においてやむを得ない場合を除き、原則、委員以外の者がいない場所から会議に出席すること。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 「委員会を招集する場所に参集することが困難」であることの認定については、委員長が行う。</u></p> <p><u>(5)</u> オンラインによる方法により出席した委員（以下、「オンライン出席委員」という）の本人確認については、映像及び音声をもって行う。</p> <p><u>(6)</u> WEB会議システム「Webex Meetings」を用いることとし、オンラインによる方法により出席する委員は、自身の端末に同システムのアプリケーションをインストールしておくものとする。</p> <p><u>(7)</u> オンライン会議の開催に当たっては、議会局がオンライン会議の主催者となり、原則、オンライン出席委員の指定するメールアドレス宛てに招待メールを送信し、オンライン出席委員が、受信した招待メールの文中の「会議に参加する」アイコンをクリック又はタップして会議に参加する手段により通信する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 オンライン出席委員の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 委員以外の者がいない場所から会議に出席すること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>

---

川崎市議会委員会等における  
オンライン会議に関する検討プロジェクト

報 告 書

～開催要件の見直し（妊娠、育児、介護等への拡大等）に関する報告書～

---

令和7年2月

川崎市議会委員会等における  
オンライン会議に関する検討プロジェクト

## はじめに

本市議会においては、令和2年の総務省通知の考え方を基にオンライン会議の導入、環境整備、運用等の検討を進めるため、団長会議の下に「川崎市議会委員会等におけるオンライン会議に関する検討プロジェクト」（以下「検討プロジェクト」という。）を設置し、協議・検討を重ね、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合」、「大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合」にオンライン会議を実施できることとし、機材等の環境整備を進めるとともに、令和4年3月に川崎市議会委員会条例等の改正、あわせて、川崎市議会オンライン会議に関する実施要領を定め、市議会の常任委員会等の会議においてオンライン会議の運用を行ってきたところである。

令和5年2月7日付けで総務省から発出された通知において、「育児・介護等の事由をはじめ、具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかは、各団体において判断されるものである」と、オンライン会議の開催事由を各市議会が判断して差し支えない旨の見解が示され、同年5月に成立した改正地方自治法の附帯決議及び第33次地方制度調査会の答申内容において、円滑なオンライン委員会の開催に向けた環境整備について指摘された。また、令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられたこともあり、令和6年1月にオンライン委員会に係る改正を含む標準市議会委員会条例等の改正が行われた。

このような社会状況の変化を受け、検討プロジェクトでは令和6年10月から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたことによる要件の見直し、介護や育児の事由等も含めた開催要件の拡大等について検討することとした。

検討プロジェクトでは、先行して、議員や職員のオンライン会議のノウハウの継承等を目的とし、大規模災害を想定した常任委員会におけるオンライン会議（災害時対応訓練）の実施を可能とする「川崎市議会オンライン会議に関する特例要領」を策定し、令和6年12月に議長に報告した。

開催要件等の見直しについては、引き続き検討プロジェクトにおいて検討を重ね、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う必要な条例改正、妊娠、育児、介護等の事由も含めた開催要件の拡大、その他委員以外の出席者へのオンライン出席の可否等について結論を得たことから、必要と考えられる条例改正案及び実施要領改正案について、その内容を本書に取りまとめ、報告を行うものである。

## 1 プロジェクトメンバー及び開催状況

### (1) メンバー

役 職	氏 名	会 派 名
座 長	石 田 康 博	自 民 党
委 員	山 田 瑛 理	自 民 党
委 員	井 土 清 貴	み ら い
委 員	平 山 浩 二	公 明 党
委 員	市 古 次 郎	共 産 党
委 員	高 戸 友 子	川 崎・維 新

### (2) 開催状況

回	開催年月日	日 程 事 項
14	令和6年 10月2日(水)	1 委員の紹介 2 座席の決定 3 基本的事項の確認 4 今後の協議事項 5 常任委員会におけるオンライン会議(災害時対応訓練)の実施 について 6 その他
15	12月2日(月)	1 開催要件の検討等について 2 常任委員会におけるオンライン会議(災害時対応訓練)の実施 について 3 その他
16	令和7年 2月3日(月)	1 開催要件の検討等について 2 出席者のオンライン出席の可否について 3 その他
17	2月20日(木)	1 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例(素案)について 2 川崎市議会オンライン会議に関する実施要領の一部改正 (素案)について 3 その他

※本報告書における次の名称については、以下の略称を使用する

- ・川崎市議会委員会条例 ⇒「委員会条例」
- ・川崎市議会オンライン会議に関する実施要領 ⇒「実施要領」
- ・川崎市議会オンライン会議に関する実施要領の特例に関する要領 ⇒「特例要領」

## 2 協議事項

検討プロジェクトでは、これまでの検討プロジェクトにおける検討経緯、現行の運用規定を確認し、他都市におけるオンライン会議の実施状況を参考にして、次の協議事項について協議を進めていくこととした。

### (1) 災害時対応訓練に係るオンライン委員会の実施

大規模災害の発生等を想定した常任委員会におけるオンライン会議の実施について

### (2) 現行の開催要件の規定の見直し

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことによる関係規定の見直しについて

### (3) 重大な感染症のまん延防止、大規模災害以外の要件への拡大

開催要件の介護、育児等への事由の拡大について

### (4) 委員以外の出席者のオンライン出席の可否

理事者、参考人等の出席者へのオンライン出席の可否について

## 3 各協議項目の検討結果

### (1) 災害時対応訓練に係るオンライン委員会の実施について

#### ア 検討事項

現行の委員会条例及び実施要領では、①新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止、②大規模な災害の発生等の場合にのみ、オンライン会議が開催可能となっている。

新型コロナウイルス感染症が終息したこともあり、令和5年度以降はオンライン会議の実施がなく、また、新本庁舎の竣工により令和6年11月に市議会機能が現在の本庁舎に移転されているが、新たな議会会議室におけるオンライン会議の実績がない。

突発的な大規模災害等への対応においては、日頃からオンライン会議に関する議員・職員の経験や会議の開催に当たってのノウハウが重要となるため、訓練の観点からオンライン会議の開催ができるよう、実施方法を検討する。

#### イ 検討プロジェクトにおける主な意見

- ・有事に備えて、訓練的な開催は実施すべきであり、頻度については、今年度は総務委員会で実施し、次年度以降は大規模災害時に同時に対応できるように、5つの機材のそれぞれの作動確認の意味も含め、毎年5常任委員会で各1回程度実施してはどうか。
- ・しっかり全員が対応できるようにしたほうがいい。Webex Meetingsだとスマホでも参加できるようになっているが、資料を見ながら参加できるのかどうかなど、環境確認の意味でもしっかり対応できるようにしたほうがよい。
- ・新型コロナ禍においてオンライン会議を2度経験したが、実際やってみて身

についたところもある。多くの方に参加する機会を作るべきである。

- ・5常任委員会それぞれ年1回は行うべきである。なるべく早い時期に実施した方がよい。

## ウ 検討プロジェクトとしての結論

大規模な災害の発生等を想定して、常任委員会において、訓練的にオンライン会議を実施できるよう川崎市議会オンライン会議に関する特例要領案を策定して議長宛てに報告することに決定。なお、訓練実施に当たっては、今年度は危機管理本部を所管する総務委員会で実施すること、次年度以降は5常任委員会で年1回実施すべきである。

### 【参考】

- 正副議長へ「川崎市議会オンライン会議に関する実施要領の特例に関する要領（案）」を報告（令和6年12月6日）
- 団長会議において特例要領を決定（令和6年12月19日）
- 総務委員会でオンラインの方法による会議を訓練実施（令和7年2月6日）

#### ★オンライン出席委員（参加場所）

自民党	橋本 勝	委員（自宅）
みらい	長谷川智一	委員（議会運営委員会室）
公明党	平山 浩二	委員（第3委員会室）
共産党	宗田 裕之	委員（第4委員会室）
川崎・維新	仁平 克枝	委員（第5委員会室）

## （2）現行の開催要件の規定の見直し

### ア 検討事項

現行の委員会条例において規定されている開催要件のうち、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止」については、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上、これまでの2類相当から5類に移行したことから、重大な感染症の扱いとはならなくなった。

そのため、実態に合わせた関係規定の見直しについて検討する。

### イ 検討プロジェクトにおける主な意見

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更されている以上、条例の規定も実態に合わせ見直した方がよい。

### ウ 検討プロジェクトにおける結果

委員会条例を改正し、「新型コロナウイルス感染症」の字句について削除、その他所要の整備を行う。あわせて、実施要領を改正し、従前の新型コロナウイルス感染症に限定した規定を、重大な感染症を一般的に包含する規定に改めるなど所要の整備を行う。

### (3) その他の要件への拡大（育児・介護等への事由拡大）

#### ア 検討事項

第33次地方制度調査会の令和4年12月の答申、衆参両院の総務委員会における令和5年5月改正地方自治法の附帯決議、全国市議会議長会における標準市議会委員会条例等の改正、また、社会状況の変化も踏まえて、本市議会として、オンライン会議の開催要件における「大規模災害の発生」及び「重大な感染症のまん延」以外の事由について検討する。

#### イ 検討プロジェクトにおける主な意見

- ・会議への参加の機会をなるべく確保するため、開催要件を育児、介護等へ拡大する方向で検討するべき。妊娠期もつわりや移動が困難な場合があるのでオンライン会議は可能とすべきである。また、その場合は、条例に明記した方がよい。
- ・妊娠を事由とした拡大に賛成である。条例に規定するのであれば、産前・産後の出産期間も明記して、ライフステージに合わせて、「妊娠」、「出産」、「育児」、「介護」の順序で記載してはどうか。
- ・出産については産前・産後は母体保護の観点から、原則は会議を欠席すべきであり、現行の会議規則でも欠席事由として明記されている。オンライン会議の開催要件として条例上明記をすると欠席しづらくなることも考えられ、妊娠期でもオンライン出席が可能な場合は、その他やむを得ない事由として捉え、条例に明記しない方が望ましい。
- ・その他やむを得ない事由については、怪我や病気で移動が困難な場合が考えられる。また、看護をはじめ様々なケースを想定し、最終的には委員長が判断し、許可をすることとすればよい。
- ・その他やむを得ない事由について、要領で定める場合は、運用しづらくならないよう、幅を持たせた表記にした方がよい。
- ・その他やむを得ない事由として交通機関の途絶なども考えられるが、事前に分かる計画運休等であればオンライン会議の対象になると考えられるが、機材・通信の事前準備等を考えると、突発的な交通機関の遅延・運休等の場合への適用については課題がある。

#### ウ 要件の拡大に伴う検討事項

##### (ア) 拳証書類の必要性について

オンライン会議への出席は委員からの申請により委員長が許可することとなっているが、個々の事由の説明責任については当該各議員に委ねられるべきであるため、欠席の場合の扱いと同様に、拳証書類は不要とする。

##### (イ) オンライン出席委員の責務

現行の実施要領では、オンライン出席委員の責務として、①委員以外の者がいない場所から会議に出席すること、②委員会に関係しない映像及び音声が入り込まないようにすることが課せられている。

①に関しては、開催要件の拡大により、やむを得ない事情により同室で育児や介護をするケースも想定されるため、要領を見直すべきである。

②に関しては、オンラインによる方法でも委員会の出席であることは変わりはないため、引き続き順守するものとする。

#### **エ 検討プロジェクトにおける結論**

開催要件を拡大し「妊娠、育児、介護その他やむを得ない事由」として、委員会条例に明記する。また、検討プロジェクトの検討結果を踏まえて実施要領を改正する。

### **(4) 出席者のオンライン出席の可否（理事者、公述人・参考人、委員外議員等）**

#### **ア 検討事項**

全国市議会議長会から標準市議会委員会条例及び標準市議会会議規則の改正について示され、①理事者、②公述人・参考人及び③委員外議員、請願紹介議員のオンライン出席について新たに標準規定されたことから、それぞれの出席可否について検討する。

#### **イ 検討プロジェクトにおける主な意見**

- ・理事者に関しては原則、対面での出席を求めつつ、災害時などにオンライン出席を可能とする考えもある。
- ・一方で、委員と異なり、現状でも病気等を理由に欠席した場合、上位者等の職員の出席で対応してきている。
- ・公述人・参考人については、原則対面としつつ、遠方の参考人など、様々なケースを想定してオンライン出席を可能とする考えもある。
- ・委員外議員等については、常任委員会が同時開催していること、請願紹介議員の説明の活用がないこと、オンライン出席には原則、前日の午後1時までの申請を要することなどの課題がある。

#### **ウ 検討プロジェクトとしての結論**

協議の結果、現時点において早急に見直しを行う必要性がないこと、オンライン出席を可とせずとも特段の支障が生じるような状況もないことから、当面は現行の運用を変更せず、今後必要性が生じた際に改めて検討することとした。

## **4 委員会条例改正案・実施要領改正案（検討プロジェクトの結論）**

上記、3（1）～（4）の結果を踏まえ、検討プロジェクトにおいて協議した結果、8ページから11ページに記載のとおり、委員会条例改正案（資料1）及び実施要領改正案（資料2）を確認した。

### **(1) 委員会条例改正案の考え方**

標準市議会委員会条例を参考に、現行規定を見直し、「大規模災害の発生」及び「重大な感染症のまん延」を第1号、新たに要件とした「妊娠・育児・介護等」を第2号として整理し、2号立ての構成による規定とした。

なお、第1号については、発生確率の高低を考慮して、「大規模災害の発生」、「重大な感染症のまん延」の順番で規定し、併せて実施要領も同様の順序構成とした。

## (2) 実施要領改正案の考え方

### ア 実施要領2の第2号関係

災害時対応訓練については、今回の見直しにあわせて実施要領に規定を設けることとし、これまでの特例要領は廃止することとした。

### イ 実施要領2の第3号関係

重大な感染症については現行の考え方を踏襲するものとし、感染症法の2類及び未知の指定感染症・2類相当の感染症として規定を整備した。

### ウ 実施要領2の第4号及び第5号関係

新型コロナウイルス感染症を削除したことによる所要の整備

### エ 実施要領2の第6号関係

委員会条例第13条の2第1項第2号に規定する「その他やむを得ない事由」については、プロジェクトでの協議を踏まえ「傷病等により移動が困難な事由等で、委員長が認めたもの」として整備

### オ 実施要領6の第1号イ関係

委員以外の者がいない場所から会議に出席することを原則としつつ、育児や介護の状況に考慮し、やむを得ない場合に限り他者同室の状況を認める規定に見直した。

## 5 今後の検討プロジェクトの方向性について

開催要件等の見直しについて結論が得られたため、当面は見直し後の考え方によりオンライン会議の運用を行うとともに、引き続き社会状況や環境の変化を見据え、必要に応じて運用の見直し等に向けた協議を再開することとする。

## 川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月 1 日川崎市条例第17号</p> <p>第 1 条～第13条 （略）</p> <p>（委員会開催の特例） 第13条の 2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは</u>、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。</p> <p><u>(1) 大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>(2) 妊娠、育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>第13条の 2 第 2 項 （略）</p> <p>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第 1 項及び<u>第29条第 1 項</u>の出席委員とする。</p> <p>第13条の 2 第 4 項～第30条 （略）</p>	<p>○川崎市議会委員会条例 昭和31年10月 1 日川崎市条例第17号</p> <p>第 1 条～第13条 （略）</p> <p>（委員会開催の特例） 第13条の 2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合</u>は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第13条の 2 第 2 項 （略）</p> <p>3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第 1 項及び<u>第29条</u>の出席委員とする。</p> <p>第13条の 2 第 4 項～第30条 （略）</p>

## 川崎市オンライン会議に関する実施要領新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>○川崎市議会オンライン会議に関する実施要領</p> <p><u>この要領は、川崎市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法を活用した川崎市議会における会議の開催に関し、必要な事項を定めるものである。</u></p> <p>1 実施対象 (略)</p> <p>2 開催に当たっての基本的な事項</p> <p><u>(1) 委員会条例第13条の2第1項第1号に規定する「大規模な災害の発生等」により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合は、次のいずれかの場合とする。</u></p> <p>ア 川崎市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合。</p> <p>イ 次のような災害が生じた場合。</p> <p>(ア) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(イ) 大雨、局地的集中豪雨等により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) 上記のほか、大規模な事故等大きな被害が発生したとき。</p> <p><u>(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、1年に1回程度、大規模な災害の発生等を想定して、オンラインによる方法を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(3) 委員会条例第13条の2第1項第1号に規定する「重大な感染症」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項及び第7項から第9項までに規定する感染症の疾病をいう。</u></p> <p><u>(4) 委員会条例第13条の2第1項第1号に規定する「重大な感染症のまん延」により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合は、次のいずれかの場合とする。</u></p>	<p>○川崎市議会オンライン会議に関する実施要領</p> <p>委員会条例第13条の2に規定する<u>オンラインによる方法を活用した委員会をはじめ、本市議会においてオンラインによる方法を活用して会議を開催するに当たり、以下のとおり</u>定めるものである。</p> <p>1 実施対象 (略)</p> <p>2 開催に当たっての基本的な事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 委員会条例第13条の2に規定する「<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止のために必要がある</u>」場合は、次の場合とする。</p>

改正後	現 行
<p>ア 川崎市内の区域を含む地域を対象として、<u>国又は県から前号に規定する感染症のまん延防止に向けた措置等</u>が発令されている場合。</p> <p>イ <u>医師の診断等により、前号に規定する感染症に委員又はその同居する家族が、感染若しくは感染の疑い又は発症のおそれがあると認められた場合。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) (4) に定める場合において、オンラインによる方法による委員会への出席を希望するに当たっては、委員は、次の点に十分留意するものとする。</p> <p>ア 委員自身が<u>感染</u>の診断を受けた場合、又は<u>感染</u>の診断はないものの、<u>感染症</u>の症状が見られる場合においては、自身の回復が最優先のため、療養に専念すること。</p> <p>イ 委員の同居者が<u>感染</u>の診断を受けた場合、又は<u>感染</u>の診断はないものの、<u>感染症</u>の症状が見られるなど支援を要する場合においては、委員は、当該同居者の回復及び感染症のまん延防止を図るために必要な生活支援等に専念すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>ア 川崎市内の区域を含む地域を対象として、<u>緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等</u>が発令されている場合。</p> <p>イ <u>上記アの規定にかかわらず、委員又はその同居する家族が、次の項目に該当する場合。</u></p> <p>(ア) P C R 等検査の結果が陽性であり、感染が認められた場合</p> <p>(イ) 保健所又は医療機関から濃厚接触者と特定され、P C R 等検査を受ける場合</p> <p>(ウ) 医師から感染の疑いがあると診断され、P C R 等検査を受ける場合</p> <p>(エ) P C R 等検査の結果が陰性であり、結果が出たときから保健所等の指定する自宅待機期間の末日までの期間にある場合</p> <p>ウ その他新型コロナウイルス感染症以外の感染症であつて、上記アと同等以上の警戒体制を要する場合。</p> <p>(2) (1) に定める場合において、オンラインによる方法による委員会への出席を希望するに当たっては、委員は、次の点に十分留意するものとする。</p> <p>ア 委員自身が<u>陽性</u>の診断を受けた場合、又は<u>陽性</u>の診断はないものの、<u>発熱、咽頭痛、倦怠感等</u>の症状が見られる場合においては、自身の回復が最優先のため、療養に専念すること。</p> <p>イ 委員の同居者が<u>陽性</u>の診断を受けた場合、又は<u>陽性</u>の診断はないものの、<u>発熱、咽頭痛、倦怠感等</u>の症状が見られるなど支援を要する場合においては、委員は、当該同居者の回復及び感染症のまん延防止を図るために必要な生活支援等に専念すること。</p> <p>(3) 委員会条例第 1 3 条の 2 に規定する「大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難である」場合における「大規模な災害」は、次の場合とする。</p> <p>ア 川崎市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合。</p> <p>イ 次のような災害が生じた場合。</p> <p>(ア) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(イ) 大雨、局地的集中豪雨等により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) 上記のほか、大規模な事故等大きな被害が発生したとき。</p>

改正後	現 行
<p><u>(6) 委員会条例第13条の2第1項第2号に規定する「その他やむを得ない事由」は、委員自身の傷病等により移動が困難な事由等で、委員長が認めたものをいう。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(7)</u> オンラインによる方法により出席した委員（以下、「オンライン出席委員」という）の本人確認については、映像及び音声をもって行う。</p> <p><u>(8)</u> WEB会議システム「Webex Meetings」を用いることとし、オンラインによる方法により出席する委員は、自身の端末に同システムのアプリケーションをインストールしておくものとする。</p> <p><u>(9)</u> オンライン会議の開催に当たっては、議会局がオンライン会議の主催者となり、原則、オンライン出席委員の指定するメールアドレス宛てに招待メールを送信し、オンライン出席委員が、受信した招待メールの文中の「会議に参加する」アイコンをクリック又はタップして会議に参加する手段により通信する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 オンライン出席委員の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>育児、介護等においてやむを得ない場合を除き、原則、</u>委員以外の者がいない場所から会議に出席すること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 「委員会を招集する場所に参加することが困難」であることの認定については、委員長が行う。</u></p> <p><u>(5)</u> オンラインによる方法により出席した委員（以下、「オンライン出席委員」という）の本人確認については、映像及び音声をもって行う。</p> <p><u>(6)</u> WEB会議システム「Webex Meetings」を用いることとし、オンラインによる方法により出席する委員は、自身の端末に同システムのアプリケーションをインストールしておくものとする。</p> <p><u>(7)</u> オンライン会議の開催に当たっては、議会局がオンライン会議の主催者となり、原則、オンライン出席委員の指定するメールアドレス宛てに招待メールを送信し、オンライン出席委員が、受信した招待メールの文中の「会議に参加する」アイコンをクリック又はタップして会議に参加する手段により通信する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 オンライン出席委員の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 委員以外の者がいない場所から会議に出席すること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>